

日本技術士会 原子力・放射線部会の活動

(公社)日本技術士会 原子力・放射線部会 部会長 桑江 良明

2004年、技術士法に基づく技術士資格に「原子力・放射線部門」が新設され、翌2005年6月に日本技術士会に原子力・放射線部会が設立されてから10周年を迎えた。

部会設立当初から活動に関わってきた一人として、個人的な感想を織り交ぜつつこの10年を振り返る。

1. そもそも「技術士」とは

技術士制度そのものの創設は古く、1957年の技術士法制定からすでに60年近い歴史がある。また、建設、機械、電気電子など21ある技術部門は広く科学技術全般を網羅している。

技術士は技術士法に基づく国家資格であるが、医師や弁護士のように、資格がなければ特定の業務ができないという「業務独占資格」ではない。また、電気事業法や原子炉等規制法に見られる主任技術者のように、特定の施設に選任が義務付けられる「法定必置資格」でもない。「技術士」の名称を独占的に使用できるという「名称独占資格」である(部門によっては所管省庁の法令により、業務と連動した資格として活用されている例もある)。

技術士法は「科学技術の発展と国民経済に資すること」を目的とし、技術士に対して「高等の専門的応用能力」に加えて「公益確保の責務」や「資質の向上の責務」を含む5つの義務・責務を課す。技術士が技術的応用能力に加えて技術者倫理を有するとされる所以である。これに対し、技術士法上、技術士に与えられる権利は、唯一、「技術士」を名乗ることが出来るということのみである。実にストイックな資格であると言える。では、なぜこのような資格が原子力・放射線分野に必要とされたのか。

2. 技術士「原子力・放射線部門」の誕生とその後
「(近年の原子力関連のトラブル、不祥事の発生を踏まえ)技術者一人一人が組織の論理に埋没せず、常に社会や技術のあるべき姿を認識し、意識や技術を常に向上させる仕組みが必要である」、「社会から信頼される個人としての技術者の存在が不可欠である」…これは、原子力学会からの要望に端を発し、技術士資格21番目の部門として「原子力・放射線部門」新設を検討した文部科学省/科学技術・学術審議会の答申¹⁾(2003年6月)からの抜粋である。本部門は、原子力・放射線技術に対する社会的信頼回復を主な目的として2004年に誕生した。

この「答申」の指摘は、その後の関電美浜3号機事故、経産大臣指示による「発電設備総点検」…そして東電福島

第一原発事故を経て、今なお色あせることなく、むしろその重要性を増している。

原子力・放射線の実務の現場において、上述のような特徴を持つ技術士資格が果たして本当に必要なのか？有効に活用され社会的信頼を得るには技術士自身は何をし、国・業界・学界には何を働き掛ければ良いのか？技術士自らが自問自答し技術士制度活用策等の提言活動を行ってきた。しかし、残念ながら広く関係者の理解を得るには至らず、インセンティブが働かないこと等から、受験者は個人レベルで制度趣旨を理解し共鳴した者に限られ、未だ原子力界では技術士とその制度に関心が向けられないまま、ほとんど活用が進んでいない。このような状況で2011年3月11日を迎えることになる。

3. 福島第一原発事故と技術士の活動

福島第一原発事故発生直後に、多くの部会員から「(所属組織とは別に)技術士として何か行動を起こすべきではないか」といった声上がり、それらの素朴な思いが、不十分ながらもいくつかの具体的な活動につながった。

- (1) 避難住民の一時帰宅プロジェクトへの参加
- (2) 警戒区域内避難対象自治体への支援協力
- (3) 都内避難住民対象相談会への協力
- (4) 除染情報プラザへの専門家としての協力
- (5) 原子力・放射線に関する客観的知識の普及等である。

(1)では、組織に属する技術士が、初めて所属組織を離れて「技術士」の肩書で国のプロジェクトに参加した。

(2)では、自治体の「災害復興ビジョン策定委員会」に部会有志が常時オブザーバー参加し、放射能・放射線に対する誤解から議論が誤った方向に向かわないよう客観的な情報提供とアドバイスに努めた。

(3)では、被災地から東京都内に避難された方々の不安の声に耳を傾けるため、部会有志が弁護士、司法書士らとともに参加している。

(4)では、国と福島県が設置した除染情報プラザの専門家として、部会有志が地域説明会等に参加している。

(5)では、事故の翌年から一般社会人向け講座で、部会有志が原子力・放射線に関する講義を担当している。

以上のような行動も、被災者が今もなお受けている多大な苦難に比べればまだまだ微々たるものに過ぎないが、これらの活動を通じて、所属組織としてではなく技

術士個人として一般社会に出ていく経験をした。

4. 過去の客観的評価と今後の活動方針

過去10年を客観的に振り返り、目標や期待に対して出来たことと出来なかったことを明らかにし、自分たち自身の足りなかったところを反省することは決して後ろ向きの行為ではない。次の10年を自信と誇りを持って歩むために必要不可欠な前向きの行為なのである。

このような考え方でまとめたのが、「原子力・放射線部会の過去10年を振り返っての今後10年の活動方針」(2014年6月)である。

(1) 過去10年の活動評価(概要)

過去10年の活動を評価するにあたっては、前述の「答申」のほか、2007年3月に部会名で発行した「期待に応える原子力・放射線部門の技術士」(以下、「部会提案」)、2008年12月に原子力 eye 誌が有識者の提言をまとめた特集記事「原子力と技術士－その制度利用の可能性－」²⁾(以下、「有識者提言」)を検討材料とした。それらに述べられた目標、期待の一つ一つが実現出来たか否か、出来ていなければその原因を分析した。

この10年、部会では「答申」に示された技術士資格の具体的活用例「ア. 原子力技術分野の技術者のレベルアップ、イ. 事業体における安全管理体制の強化、ウ. 原子力システムに関する安全規制への活用、エ. 国民とのリスクコミュニケーションの充実」を実現すべく、「①技術士制度活用の具体化、②制度活用に必要な技術士数確保、③継続的研鑽、④内外に向けた広報」を4本柱と位置づけ種々の活動を行ってきた。しかし、答申が示した「期待される役割」とそれを具体化した部会提案及び有識者提言の多くは実現していない。その主な原因として各組織の技術士数が少ないこと、組織内外での技術士の認知度が低いこと、部会及び技術士自身の目標管理・努力不足などを挙げた。また、さらにその背景要因として、資格の意義が不明確、組織内技術士としての立場、資格の有形的メリットが示せないなどを挙げた。

一方で、被災者支援や復興支援活動のニーズが生じたこと、社会の原子力に対する関心が高まったことなどにより、技術士個人としての活動や部会の個々の活動では一定の成果を挙げているものもあるとした。

この間、われわれは福島第一原発事故を経験した。この事故により、原子力安全が損なわれた場合の影響が如何に大きいかということ、さらにこのような事故を二度と起こしてはならないことを改めて、強く認識した。そして、当部会は、この事故の反省・教訓をしっかりと心に留めて活動していくことが必要であると総括した。

(2) 今後10年の活動方針(概要)

上記の総括を踏まえ、今後10年の部会活動の基本方針を示すにあたり、活動理念：「部会及び部会員は、原子力・放射線に携わる者のあるべき姿を常に認識し、意識や技術を向上させる活動を行うとともに、原子力・放

射線技術に関する社会の理解に貢献する」を掲げた。この活動理念のもと、部会員アンケートの結果も踏まえ、今後10年の「活動の方向性」として次の3つを掲げた。

- (1) 福島第一原発事故を風化させることなく原子力安全の基盤となる安全文化醸成に資する活動を行う。
- (2) 技術士の制度的活用に向けた技術士に対する理解・認知度向上及び技術士数増に向けた活動を行う。
- (3) 部会員の技術士活動が効率的に行えるよう必要な支援を行う。

(1)については、部会員が事故の反省と教訓を常に心に留め原子力安全への高い意識を持ち続けるとともに、組織の垣根を越えて対等な立場で議論が出来るという技術士の特長を活かし、原子力界全体の安全文化醸成に資する活動を行っていく。(2)については、過去10年の反省から、まずは組織や社会からの理解や認知を得る活動に地道に取り組むこととし、制度的活用はその延長線上にあるものとして位置付けた。

5. 自主的・継続的安全性向上と技術士

法とは、人々が順守するよう国家権力によって強制する他律的規範であり、これに対して、倫理とは、人々が自主的に順守するよう期待される自律的規範である³⁾。この定義からすれば、先般原子力事業者に対して「提言」として国が求めた「自主的・継続的安全性の向上」は、まさに事業者「倫理」を求めていることになる。そしてその求め(期待)は、法人としての事業者のみならず、それを構成する個人にも当然及ぶはずであり、また、そうでなければ「提言」に沿った事業者の「今後の取組」も実効的なものとはなり得ない。個人レベルでの「自主的・継続的安全性の向上」は、技術士制度の趣旨とはほぼ一致する。

このように考えるならば、私たち日本技術士会原子力・放射線部会が新たな10年に向けて「活動方針」の趣旨実現に努力することは、業界全体の安全文化向上、「自主的・継続的安全性向上」に寄与するものと信じる。

- ・公益社団法人日本技術士会原子力・放射線部会のHP
http://www.engineer.or.jp/c_dpt/nucrad/
- ・原子力・放射線部会の今後10年の活動方針
http://www.engineer.or.jp/c_dpt/nucrad/topics/001/attached/attach_1447_1.pdf
- ・原子力・放射線部会創立10周年記念誌
http://www.engineer.or.jp/c_dpt/nucrad/topics/002/attached/attach_2459_7.pdf

－参考文献－

- 1) 文部科学省 科学技術・学術審議会：「技術士試験における技術部門の見直しについて(答申)」(2003.6.2).
- 2) 田中俊一、成合英樹、班目春樹、服部拓也、北村正晴、藤江孝夫：「原子力と技術士－その制度利用の可能性」, 原子力 eye, Vol.54, No.12 (2008.12).
- 3) 杉本泰治、高城重厚：「大学講義 技術者の倫理入門(第4版)」, (2008.12).